

保護者各位

山形市立第八中学校
校長 栗田 和真

自転車通学許可について

本校では、平成23年度の7月より、自転車通学許可区域を拡大及び緩和し自転車通学を希望する生徒と保護者に許可しています。そのことで次の各条件や交通ルールやマナーを守ることになり、交通安全に対する意識がより高まると考えています。さらに、不審者に対する対応にもなると考えました。

今年度も八中生全員に用紙を配布しますので、自転車通学を希望される場合は、自転車通学許可願を保護者が学校長に提出します。提出は学級担任を通して行ってください。

4月12日(月)までに提出して下さい。自転車の安全点検を実施した上で、自転車による通学を許可します。

(1) 通学方法は原則徒歩とします。

自転車通学を許可する区域は、次の条件や交通ルールやマナーを確実に守ることができる八中生全員。(目安として徒歩15分以内または1km以内は徒歩通学が望ましい。)

但し、双葉地区からの自転車通学は大変危険ですので認めません。

(安全な自転車保管場所を確保し、そこからは許可します。)

(2) 家庭と自転車商業組合の両方の点検で安全が確認された自転車を使用すること。

その後も時々、自転車の点検を行うこと。

自転車の不調や不具合が生じたら、すぐに修理すること。

ブレーキやライトなど安全走行に差し支えるトラブル時は、直ちに乗るのをやめる。

(3) 自転車の損害賠償保険に必ず加入すること。

※令和2年7月1日より条例が施行になりましたので、加入していない場合は自転車の使用ができません。

(4) 交通ルールを守って、安全に自転車を使用すること

特に、左側通行、一時停止、右折と左折の仕方、安全の確保、学校付近の通行。

(5) ヘルメットを必ず着用すること

(6) 学年カラーで、出席番号の入った学校指定のステッカーを付けること(3年間継続)

1年…赤色 2101～ 2年…青色 1101～ 3年…緑色 2101～

(7) 各自通学路を再確認し、守ること

(8) 雨天には雨合羽を着用すること(傘は絶対に使用しない)

(9) 降雨や風が激しく、危険である時は自転車を使用しないこと

(10) 降雪、積雪、路面凍結がある時は自転車を使用しないこと

※(1)から(10)までの項目がひとつでも守られず、安全上または生徒指導上、問題があると学校長が判断した場合には、自転車通学の許可を停止或いは取り消しとします。

*自転車置き場について・・・1年生：東側駐輪場、2年生：体育館西側、3年生：西側駐輪場

*トラブルの対応(交通事故、不審者対応)

・トラブルがあったらすぐに学校への連絡。

・尾行など気になる時、不審者に会ったら、近くの家を協力をお願いします。

・できるかぎり一人で帰ることのないようにしましょう。一人になるところは必ず家庭で話し合い、その対応をとる。

校長	教頭	安全主任

令和3年4月 日

山形市立第八中学校校長 殿

年 組 番 生徒氏名 _____

保護者氏名 _____ 印

自転車使用許可願い

山形市立第八中学校の自転車通学許可の条件を全て満たし、安全に整備された自転車で、交通ルールを守り使用することを家庭でも指導しますので、自転車の使用を許可願います。

【自転車使用に係る確認事項】

- 1 住所 _____
- 2 地区名 _____
- 3 通学距離 _____ km (例) 3.0 km
- 4 使用する自転車の製造会社 _____
- 5 車体番号 _____
- 6 防犯登録番号 _____
- 7 自転車損害賠償保険への加入 保険会社名 _____

【自転車点検・整備項目】 家庭での安全点検で安全が確認されたら□に☑をして下さい。

- サドル…しっかりと固定され、高さや前後の位置がちょうどよい。
- ハンドル…前の車輪と直角に固定されている。
- ペダル…曲がりなどのために、足がすべるおそれがない。
- ブレーキ…前・後輪ともよく利く。
※めやす 時速10^{km}の時ブレーキをかけてから3^m以内で止まる。
- チェーン…ゆるみがない。
- タイヤ…減っていない。空気が十分に入っている。
- ベル…よく鳴る。
- ライト…点灯する。
- その他…変速装置などがある場合は、よく動作する。